5．管理栄養士との連携

1)管理栄養士の役割

管理栄養士は、食や栄養の専門的な知識をもって、日常生活を営む上で、基本となる食事について、適切な栄養情報を基に、健康維持ができるようにサポートをしています。

2)管理栄養士による『いきいき栄養改善事業』 ◎介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)訪問型サービスC

地域の高齢者や在宅療養者が健康でいきいきと生活を送ることができるように、食事や栄養管理について様々な取り組みを行っています。特に低栄養予防や低栄養の早期改善が必要な要支援者などの方を対象に、管理栄養士が「低栄養」の予防や改善、質の向上を目指すために支援します。

短期集中訪問サービス

＜対象者＞

65 歳以上で要支援1・2又は事業対象者で低栄養若もしくは、フレイル状態の改善、生活習慣病重症化予防のため、栄養改善が必要な方。

＜実施内容＞

「低栄養予防・改善」に向けて、身体状態・栄養状況の確認、体重測定などを行い、必要な食事内容・食事量・食事づくりに関する情報提供・相談を行います。

＜利用の流れ＞

① 地域包括支援センターより対象者を把握(栄養アセスメント実施)

↓

② 市(長寿課)より管理栄養士に依頼

↓

③ サービス担当者会議(包括支援センターが調整)

↓

④ 訪問の日程調整を行い、訪問を実施

↓

⑤ モニタリングを経て、評価し終了(事後アセスメント実施)

【相談内容の一例】

・糖尿病の利用者さんの血糖コントロールが悪く、食事に困っている。
・最近利用者さんの食欲がなく、食材購入に困っている。
・嚥下機能が低下して、食事が飲み込みにくくなったが、とろみのつけ方や食事の作り方の提案をしてほしい。

3)在宅訪問栄養指導

在宅訪問栄養指導は、本人やご家族の立場や思いを理解し、医師や看護師などと連携しながら、口から食べることを支援しています。しかしまだまだ指導を提供できる管理栄養士が少ないため、何かご相談がありましたら、まずは下記までご連絡ください。

管理栄養士への質問、食についての相談窓口

蒲郡市役所 健康推進課(蒲郡市保健センター 管理栄養士まで)
電話:67－1151　E-mail:hoken@city.gamagori.lg.jp

＜豊川保健所管内蒲郡栄養士会が協力・実施しています＞